

親子保健カード等の電子化  
業務委託における  
役務提供競争参加資格審査  
申請書提出要項

近江八幡市

## 近江八幡市役務提供競争参加資格審査申請について

近江八幡市が発注する親子保健カード等の電子化業務委託の公募型プロポーザルに参加を希望する方で、近江八幡市役務提供競争参加資格をお持ちでない方は、以下の要領により申請してください。なお、登録は当該案件についてのみ有効です。

### 1 審査基準日 公告日

### 2 受付期間、時間及び場所

- (1) 受付期間 公告のとおり
- (2) 受付時間 公告のとおり
- (3) 受付場所 公告のとおり
- (4) 提出方法 公告のとおり

### 3 提出部数 1部

### 4 有効期間 令和7年度に公告した「親子保健カード等の電子化業務委託」に係る公募型プロポーザルに対してのみ有効とする。

### 5 入札参加申請者の資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 証明日現在において総ての税の滞納がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（公募型プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、及び生計を共にする者を、法人である場合にはその役員、及びその支店または常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、または関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

### 6 参加希望業務

参加希望業務は、「システム開発・改修業務」「その他の電算処理に関する業務」とする。

## 7 用語

市内 本店、支店、営業所等を近江八幡市に有し登録する者

市外 近江八幡市以外の本店、支店、営業所等で登録する者

## 8 提出方法及び提出書類

### (1) 提出方法

1. 提出書類を下記番号順（(2) ①～⑥）にA4ファイルに綴じて提出すること。
2. A4ファイルの表紙及び背表紙には必ず業者名を記載すること。
3. (2) ⑦返信用封筒についてはファイルに綴じこまないこと。

### (2) 提出書類

出書類		様式	市内	市外
① 提出書類整理表		当要項5頁目様式	○	○
② 競争参加資格審査申請書		指定様式1	○	○
③ 納税証明書(写)※	国税	発行官公署の様式	○	○
	県税		○	○
	市税		○	×
④ 商業登記簿謄本(写)※		管轄法務局の様式	○	○
⑤ 財務諸表(写)		独自様式	○	○
⑥ 誓約書		指定様式2	○	○
⑦ 返信用封筒		長形3号	○	○

※ 審査基準日より3箇月以内のものに限ります。

## 9 提出書類作成上の留意事項

- (1) 文字は黒インキまたは黒ボールペンを使用して、楷書でていねいに書くこと。  
(各枠内に入るゴム印またはタイピングは可)

### (2) 記載要領等について

#### ①提出書類整理表

1. 提出書類に従い確認の上、チェック欄にチェックし、ファイルにとじこむこと。

#### ②競争参加資格審査申請書——（指定様式1）

1. 申請日  
持参の場合は提出日を、郵送等の場合は、発送日を記入すること。
2. 申請者  
住所、商号または名称及び代表者氏名は、本社（本店）について記載すること。
3. 委任先（受任者）  
本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合は記入すること。（委任先がない場合は空白で可）
4. 担当者氏名及び連絡先記入欄  
本申請について、本市より問い合わせを行うときに連絡する担当者及び連絡先を記入すること。
5. 希望業務・許可資格・業務実績高  
「システム開発・改修業務」「その他の電算処理に関する業務」とする。
6. 経営規模  
「資本金」「当期利益」の欄には、直前第1期年度決算により記載すること。なお、「資

本金」については法人の場合は貸借対照表の資本金欄の額を、個人の場合は貸借対照表の資本金欄の額、または所得税青色申告計算書の元入金欄の額を記入すること。「当期利益」については税引前当期利益とする。

#### 7. 経営規模

常勤の役員を含む技術職員及び事務職員の合計数（正規雇用者のみ）を記載すること。

### ③納税証明書（写）——（発行官公署の様式）

1. 下表で該当するものを提出すること。

市内	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの III 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
市外	I 「国税に未納がないこと」を証するもの II 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

2. 審査基準日の3箇月前の日以降に発行された証明書であること。

3. 国税の納税証明については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。（電子納税証明書を印刷したものも可とする。）

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その3の3）

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その3の2）

4. 都道府県税について、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。

都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等に問い合わせること。

なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近1事業年度分の「法人県（都道府）税」「法人事業税」の納税証明書（未納がないもの）の提出で可とする。

5. 近江八幡市税については、収納課又は安土未来づくり課にて証明を受けること。証明書の交付にあたり手数料、委任状等が必要となるため、事前に収納課まで確認すること。

### ④商業登記簿謄本（写）——（管轄法務局の様式）

1. 法人で登録を受ける場合は添付すること。

2. 審査基準日の3箇月前の日以降に発行された商業登記簿謄本であること。

### ⑤財務諸表（写）——（指定様式なし）

1. 直前第1年度分決算の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書または損失処理計算書等）の写しを提出すること。

子会社を含んだ連結決算は不可とする。

事業開始時期の都合により決算報告書を提出できない場合は、事業開始時の貸借対照表のみの提出で可とする。

### ⑥誓約書——（指定様式2）

近江八幡市暴力団排除条例（平成23年近江八幡市条例第25号）第6条の規定に基づき、記載された内容を確認のうえ、必要事項を記入・捺印すること。なお、支店での登録であっても本社（本店）について記載すること。（押印に使用する印鑑は実印とする）

## ⑦返信用封筒

1. 提出方法が持参・郵送どちらの場合でも、後日、郵送にて受領書を送付するため、必ず返信用封筒（長形3号、返信先を明記し、110円切手を貼付したもの）を同封すること。
2. 提出書類に不備、不足等があった場合も、返信用封筒にて連絡票を送付する。

### 1.0 申請書提出における注意事項

- (1) 申請受付期間以外では受付しない。
- (2) 申請書、提出書類が著しく不足している場合、または提出書類の記載事項に著しく不備若しくは誤記のある場合は受付しないので、十分確認すること。

### 1.1 申請書提出後の変更について

- (1) 競争参加資格審査申請書提出後に、商号、所在地、代表者、受任者等の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「競争参加資格審査申請書変更届」を提出すること。
- (2) 「競争参加資格審査申請書変更届」は、近江八幡市指定様式により作成すること。
- (3) 「競争参加資格審査申請書変更届」の提出は、持参または郵送等とする。
- (4) 法律上必要とする登録の追加、変更、取消及び廃業等は「競争参加資格審査申請書変更届」の提出を必要とする。

### 1.2 登録取消等の処置

競争資格審査申請書における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者に対し、登録取消、入札参加停止及び指名停止等の措置を講じることがある。

### 1.3 問い合わせ先

〒523-0894 滋賀県近江八幡市中村町25番地  
近江八幡市子ども健康部健康推進課  
電話 0748-33-4252  
E-mail 010836@city.omihachiman.lg.jp

## 提出書類整理表

役務提供		確認欄	
		市内	市外
提出書類	記載事項		
ファイル	表紙・背表紙に業者名を記載		
① 提出書類整理表（当様式）	提出書類の確認		
② 競争参加資格審査申請書【指定様式1】	申請日 フリガナ 希望業務 担当者		
③ 納税証明書(写) ※ (未納がないことを証するもの)	国税に未納がない証明		
	都道府県税に未納がない証明		
	市税に未納がない証明		/
④ 商業登記簿謄本(写) ※	法人のみ添付		
⑤ 財務諸表(写)	個人は青色又は白色申告書		
⑥ 誓約書 【指定様式2】	本社(本店)について記載 実印使用		
⑦ 返信用封筒	長形3号 110円切手を貼付し宛先を記載 (持参、郵送に関わらず必要)		

※ 審査基準日より3箇月以内のものに限る。

この整理表にてチェックの上、①～⑥についてはファイルに綴じ込み、上記以外の書類は綴じないこと

⑦返信用封筒についてはファイルに綴じこまないこと。  
持参の場合は外れないようにダブルクリップ等でファイルに挟み、郵送等の場合は同封してください。

# 役務提供競争参加資格審査申請書

近江八幡市長 様

申請日 令和 年 月 日

近江八幡市発注の 親子保健カード等の電子化業務委託 に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと及び地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しないことを誓約します。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守することを誓約し、万一、虚偽記載またはそれに類する事項が認められた場合には、競争参加資格の取消、指名停止等の措置を受けても異議ありません。

## 2. 申請者

(郵便番号) 〒

(フリガナ)

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者職氏名

電話番号 ( )

FAX番号 ( )

Eメールアドレス

(本店以外で登録する場合は、下記に記入してください。)

## 3. 委任先 (受任者)

(郵便番号) 〒

(フリガナ)

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

受任者職氏名

電話番号 ( )

FAX番号 ( )

Eメールアドレス

(委任事項) 下記のすべての事項について委任します。

1. 見積、入札に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 契約金・保証金の請求、受領に関する件
4. 復代理人の選出・解任に関する件
5. その他契約履行に関する件

## 4. 担当者氏名及び連絡先記入欄

所属部課：

担当者氏名：

電話番号：

※業者コード

※受付番号

※地域区分

※欄は記入しないこと。

指定様式1裏 (様式1の裏面に印刷すること。)

5. 希望業務・許可資格・業務実績高

希望	業務コード	具体的な業務内容	許可・資格等の名称 取得年月日	直前第1年度分決算(実績高)
1			年 月 日	千円

[経営規模]

資本金	千円	営業年数	年
当期利益	千円		

[従業員数]

総従業員数	人	
委任先事業所における従業員数	人	

指定様式2（役務提供）

## 誓約書

令和 年 月 日

近江八幡市長 様

事業所所在地.....

(ふりがな)

商号又は名称.....

(ふりがな)

代表者職氏名..... 実印.....

生年月日.....年.....月.....日

※本人の署名の場合は押印不要

私は、近江八幡市が近江八幡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札及び契約などから排除していることを認識したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市から下記の事項を確認するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すると共に、近江八幡警察署に役員等を照会することについて承諾します。

## 記

- 1 自社又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - (3) 自社又は第三者の不正の利益を凶る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第2号から第6号までの者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人事業者ではありません。